

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【四半期会計期間】 第95期第2四半期
(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 フタバ産業株式会社

【英訳名】 FUTABA INDUSTRIAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 三島康博

【本店の所在の場所】 愛知県岡崎市橋目町字御茶屋1番地

【電話番号】 (0564)31-2211(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 佐々木康夫

【最寄りの連絡場所】 愛知県岡崎市橋目町字御茶屋1番地

【電話番号】 (0564)31-2211(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 佐々木康夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年12月25日に提出した第95期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)の四半期報告書に以下の事項を反映させることに伴い、記載事項の一部を修正する必要が生じたので平成21年6月16日に四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。その際に一部、訂正もれがありましたので四半期報告書の訂正報告書を提出いたします。

2 【訂正事項】

- 第5 経理の状況
- 1 四半期連結財務諸表

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表】

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

(訂正前)

当社グループは、平成20年12月25日実施の過年度決算訂正後において、平成18年3月期に 12,194百万円、平成19年3月期に33,176百万円、平成20年3月期に12,622百万円、平成20年9月第2四半期累計で9,096百万円の四半期(当期)純損失を計上しております。また、四半期連結財務諸表提出会社の個別財務諸表における2期連続の営業損失計上により、シンジケート・ローン(平成20年9月末残高10,000百万円)について財務制限条項に抵触しております。また、連結子会社であります株式会社フタバ伊万里のシンジケート・ローン(平成20年9月末残高11,000百万円)についても純資産を基準とする財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義が生じております。

(中略)

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

(訂正後)

当社グループは、平成21年6月16日実施の過年度決算訂正後において、平成18年3月期に 13,096百万円、平成19年3月期に33,827百万円、平成20年3月期に13,061百万円、平成20年9月第2四半期累計で8,447百万円の四半期(当期)純損失を計上しております。また、四半期連結財務諸表提出会社の個別財務諸表における2期連続の営業損失計上により、シンジケート・ローン(平成20年9月末残高10,000百万円)について財務制限条項に抵触しております。また、連結子会社であります株式会社フタバ伊万里のシンジケート・ローン(平成20年9月末残高10,450百万円)についても純資産を基準とする財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義が生じております。

(中略)

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。